

(17) ケース 8-2（大内ダムかさ上げ＋遊水地（上流部）＋河道掘削）

- 既設ダムの中でかさ上げの可能性がある大内ダムにおいて、河川整備計画の目標に対し、大内ダムが最大限効果を発現できるように、かさ上げにより洪水調節効果を強化するとともに、ケース 6-5 の上流部遊水地を組み合わせ、河道配分流量に応じた河道掘削を実施する。
- 河川整備計画の河道改修に加え、河口より上流の河道掘削等の追加が生じる。
- 河道改修の進捗により、段階的に安全度が向上し、遊水地完成時には遊水地下流区間の安全度が向上する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

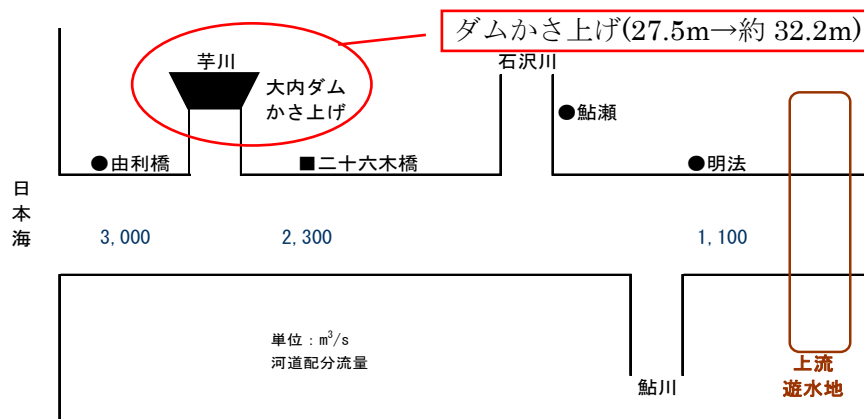


図 4.2-87 河道への配分流量（ケース 8-2）

表 4.2-21 概算数量（ケース 8-2）

対策案	概算数量
治水対策案	■ダム （既設）大内ダム ダム高 $H=27.5\text{m}$ 、洪水調節容量 $V=\text{約 } 44 \text{ 万 m}^3$ （活用）→ダム高 $H=32.2\text{m}$ 、洪水調節容量 $V=\text{約 } 108 \text{ 万 m}^3$ ■遊水地（上流） 盛土 $V=\text{約 } 6 \text{ 万 m}^3$ 、用地買収 $A=\text{約 } 80\text{ha}$ ■河道改修 掘削 $V=\text{約 } 150 \text{ 万 m}^3$ 、残土処理 $V=\text{約 } 150 \text{ 万 m}^3$ 、橋梁架替 3 橋、橋梁継足 1 橋、樋門樋管：護岸取付 10 箇所、用地買収 $A=\text{約 } 30\text{ha}$
河川整備計画	■河道改修 築堤 $V=\text{約 } 6 \text{ 万 m}^3$ 、掘削 $V=\text{約 } 110 \text{ 万 m}^3$ 、残土処理 $V=\text{約 } 110 \text{ 万 m}^3$ 、橋梁架替 3 橋、樋門樋管：護岸取付 7 箇所、用地買収 $A=\text{約 } 20\text{ha}$

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

※対策箇所や数量については、平成 21 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。



図 4.2-88 概要図（ケース 8-2）

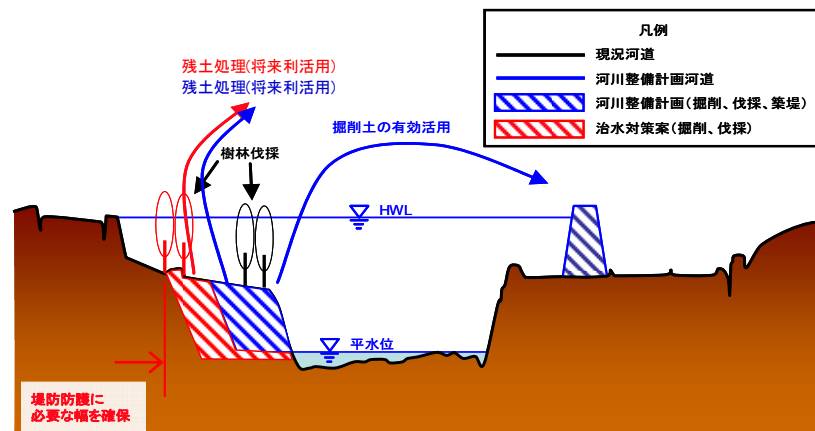


図 4.2-89 河川改修イメージ（ケース 8-2）

(18) ケース 9（遊水機能を有する土地の保全＋二線堤＋土地利用規制＋河道掘削）

- 子吉川では、堤防が完成していない区間が残っていることから、現状でこの遊水機能を有する土地（右岸 4.0k～5.4k 付近）をそのまま保全することにより、遊水による流量低減を図るとともに、河道配分流量に応じた河道掘削を実施する。
- 遊水機能を有する土地の保全については二線堤により、家屋浸水を防止する方策を組み合わせ、土地利用規制を実施することを想定する。
- 河川整備計画の河道改修に加え、河口より上流の河道掘削等の追加が生じる。
- 河道改修の進捗により、段階的に安全度が向上し、遊水機能を有する土地の保全に関わる事業完成時には下流区間の安全度が向上する。
- 下流市街地区間では、河道掘削により確保可能な流下能力である $3,000\text{m}^3/\text{s}$ を超過した分については、コスト面で優位となる堤防かさ上げを局所的に追加する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

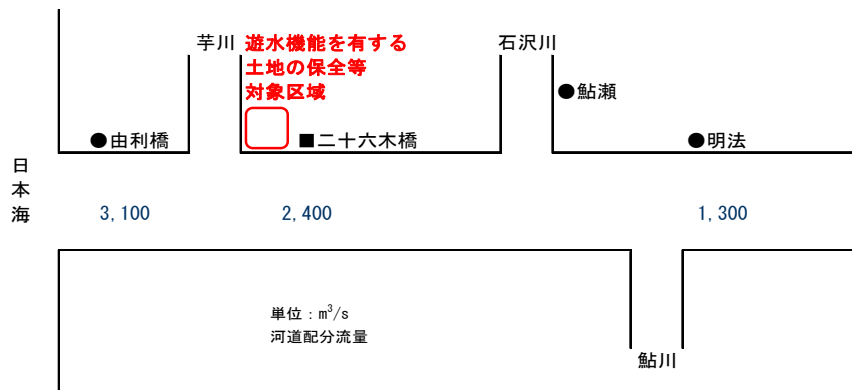


図 4.2-90 河道への配分流量（ケース 9）

表 4.2-22 概算数量（ケース 9）

対策案	概算数量
治水対策案	■二線堤 二線堤 L=1.5km(V=約 4 万 m^3)、樋門樋管新設 4 箇所、用地買収 A=約 2ha ■河道改修 築堤 V=約 1 千 m^3 、掘削 V=約 270 万 m^3 、残土処理 V=約 270 万 m^3 、橋梁架替 3 橋、橋梁継足 1 橋、樋門樋管：護岸取付 10 箇所、用地買収 A=約 40ha
河川整備計画	■河道改修 掘削 V=約 110 万 m^3 、残土処理 V=約 110 万 m^3 、橋梁架替 3 橋、樋門樋管：護岸取付 7 箇所、用地買収 A=約 20ha

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

※対策箇所や数量については、平成 21 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。



図 4.2-91 概要図 (ケース 9)

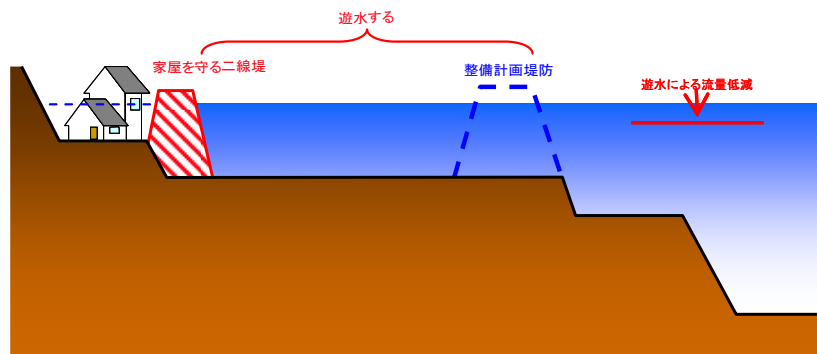


図 4.2-92 遊水機能を有する土地の保全と二線堤のイメージ（ケース 9）

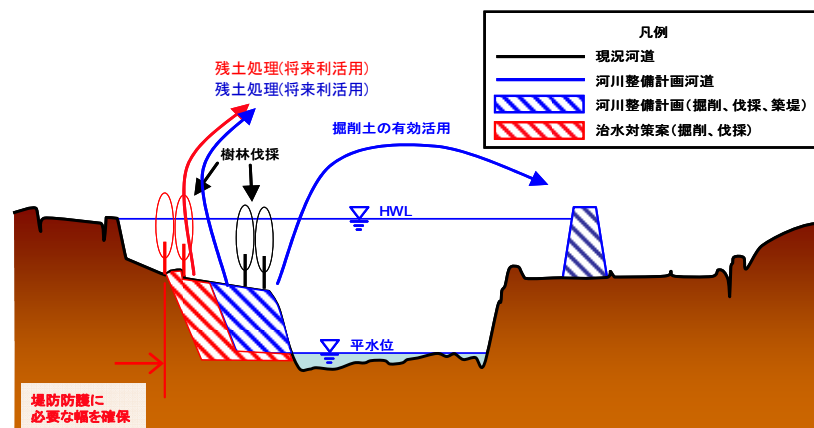


図 4.2-93 河川改修イメージ（ケース 9）

(19) ケース 10(遊水機能を有する土地の保全＋宅地かさ上げ等＋土地利用規制＋河道掘削)

- 子吉川では、堤防が完成していない区間が残っていることから、現状でこの遊水機能を有する土地（右岸 4.0k～5.4k 付近）をそのまま保全することにより、遊水による流量低減を図るとともに、河道配分流量に応じた河道掘削を実施する。
- 遊水機能を有する土地の保全については宅地のかさ上げにより、家屋浸水を防止する方策を組み合わせ、土地利用規制を実施することを想定する。
- 河川整備計画の河道改修に加え、河口より上流の河道掘削等の追加が生じる。
- 河道改修の進捗により、段階的に安全度が向上し、遊水機能を有する土地の保全に関わる事業完成時には事業下流区間の安全度が向上する。
- 下流市街地区間では、河道掘削により確保可能な流下能力である $3,000\text{m}^3/\text{s}$ を超過した分については、コスト面で優位となる堤防かさ上げを局所的に追加する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

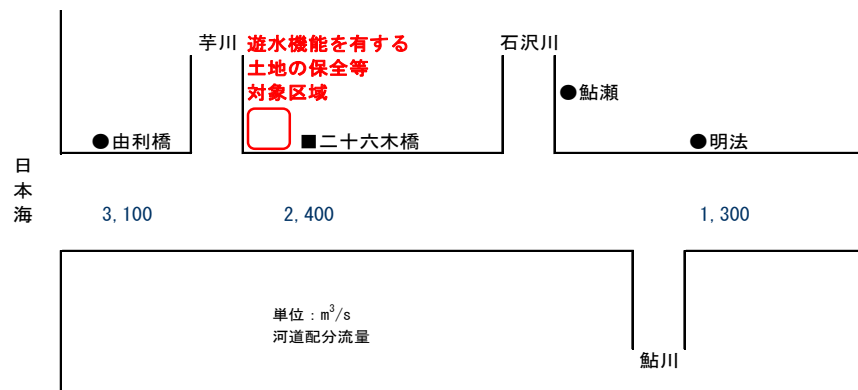


図 4.2-94 河道への配分流量（ケース 10）

表 4.2-23 概算数量（ケース 10）

対策案	概算数量
治水対策案	■流域対策 宅地かさ上げ 約 200 戸 ■河道改修 築堤 V =約 1 千 m^3 、掘削 V =約 270 万 m^3 、残土処理 V =約 270 万 m^3 、橋梁架替 3 橋、橋梁継足 1 橋、樋門樋管：護岸取付 10 箇所、用地買収 A =約 40ha
河川整備計画	■河道改修 掘削 V =約 110 万 m^3 、残土処理 V =約 110 万 m^3 、橋梁架替 3 橋、樋門樋管：護岸取付 7 箇所、用地買収 A =約 20ha

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

※対策箇所や数量については、平成 21 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。



図 4.2-95 概要図（ケース 10）

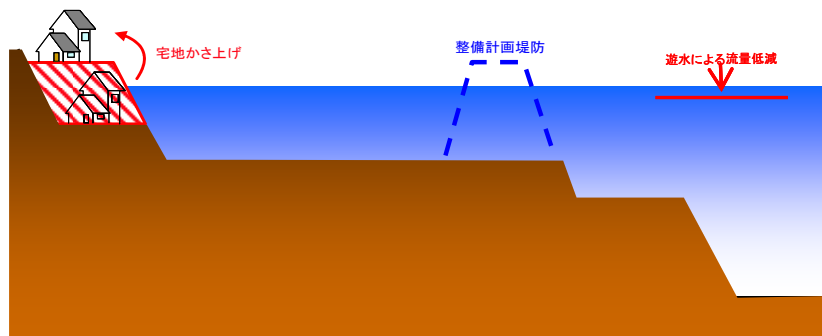


図 4.2-96 遊水機能を有する土地の保全と宅地かさ上げのイメージ（ケース 10）

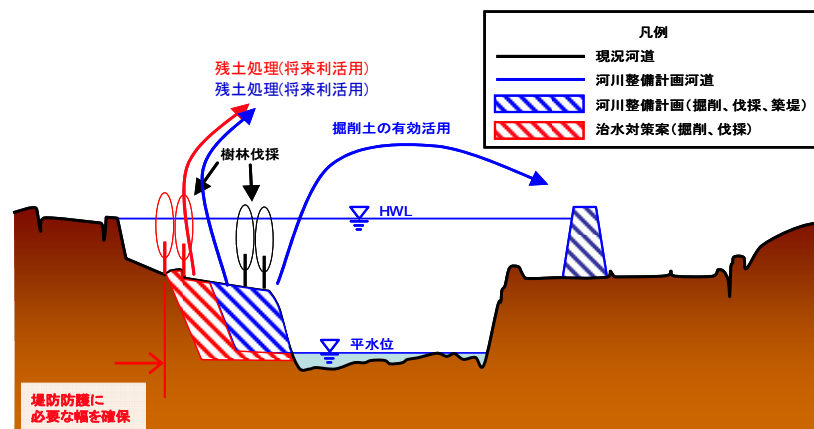


図 4.2-97 河川改修イメージ（ケース 10）

(20) ケース 11（部分的に低い堤防の存置＋二線堤＋土地利用規制＋河道掘削）

- 子吉川中流部の暫定堤防区間【左岸（15.6-18.4k、20.0-20.4k、22.4-23.4k）、右岸（10.4-11.6k、16.6-16.8k、19.4-21.4k）】を存置し、越水による流量低減を図るとともに、河道配分流量に応じた河道掘削を実施する。
- 越水に対しては二線堤により、家屋浸水を防止する方策を組み合わせ、土地利用規制を実施することを想定する。
- 河川整備計画の河道改修に加え、河口より上流の河道掘削等の追加が生じる。
- 河道改修の進捗により、段階的に安全度が向上する。
- 下流市街地区間では、河道掘削により確保可能な流下能力である 3,000m³/s を超過した分については、コスト面で優位となる堤防かさ上げを局所的に追加する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

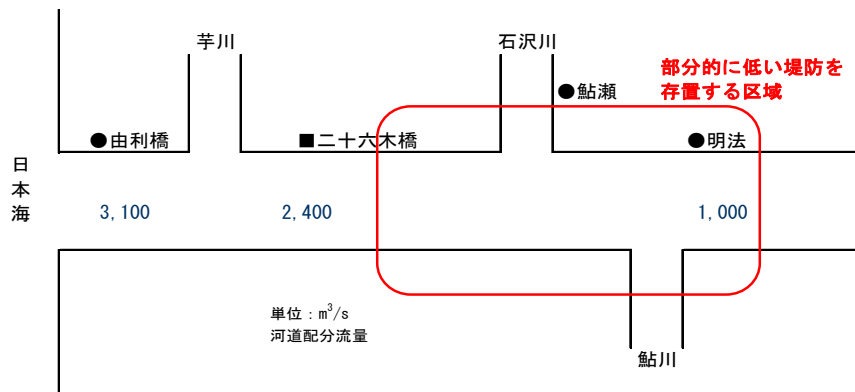


図 4.2-98 河道への配分流量（ケース 11）

表 4.2-24 概算数量（ケース 11）

対策案	概算数量
治水対策案	■流域対策 二線堤 L=7.3km（10 箇所：築堤 V=約 17 万 m ³ ）、樋門樋管新設 20 箇所、橋梁架替 2 橋、用地買収 A=約 20ha ■河道改修 築堤 V=約 6 千 m ³ 、掘削 V=約 160 万 m ³ 、残土処理 V=約 150 万 m ³ 、橋梁架替 3 橋、橋梁継足 1 橋、樋門樋管：護岸取付 10 箇所、用地買収 A=約 20ha
河川整備計画	■河道改修 築堤 V=約 6 万 m ³ 、掘削 V=約 110 万 m ³ 、残土処理 V=約 110 万 m ³ 、橋梁架替 3 橋、樋門樋管：護岸取付 7 箇所、用地買収 A=約 20ha

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

※対策箇所や数量については、平成 21 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。





図 4.2-103 概要図（ケース 12）

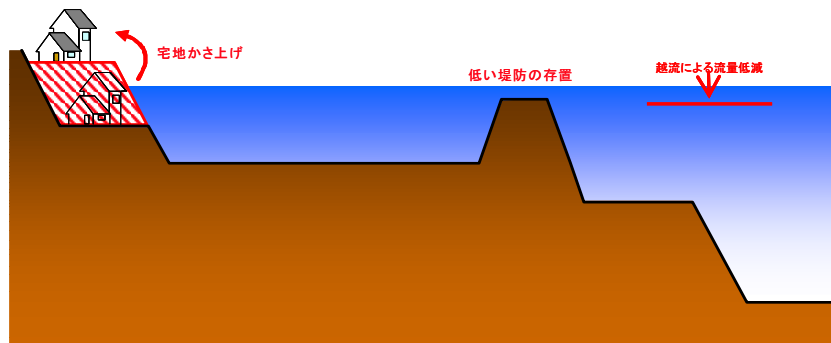


図 4.2-104 部分的に低い堤防の存置と宅地かさ上げのイメージ（ケース 12）

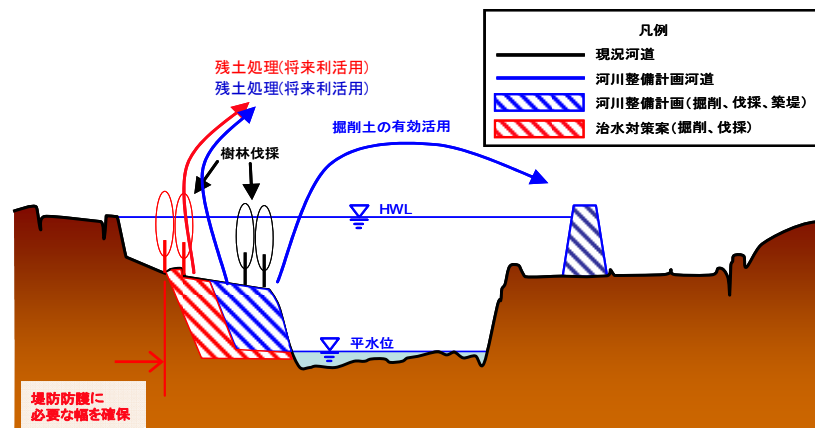


図 4.2-105 河川改修イメージ（ケース 12）